

熊本県入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和元年（2019年）6月14日（金） 県庁本館5階審議会室	
出席委員氏名 ※50音順	秋野 裕子 （元、（公財）地方経済総合研究所 主任研究員） 天本 徳浩 （崇城大学総合教育センター 准教授） 井口 由美子 （熊本県行政書士会長） 柿本 竜治 （熊本大学院先端科学研究部 教授） 原島 良成 （熊本大学院法曹養成研究科 准教授）	
審議対象期間	平成31年(2019年)1月1日 ～ 平成31年(2019年)3月31日	
抽出案件	総件数 5件	(備考)
一般競争入札	0件	
条件付一般競争入札	2件	
指名競争入札	2件	
随意契約	1件	
談合情報	0件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申の内容	なし	なし

意見・質問	回答
<p>1 会議の公開・非公開（一部）の決定 ○まず、議事の（１）、会議の公開・非公開について、熊本県入札監視委員会運営要領により「委員会は公開・非公開を決めるものとする」とあり、今回も議事の公開・非公開について、決めたいと思う。議事の中で非公開に該当する部分について事務局から説明をお願いする</p> <p>○「議事（５）委員間の意見交換」を非公開とすることについて</p> <p>○異議なし。</p> <p>○傍聴者（報道関係者）に説明する。今回の審議において、「議事（５）委員間の意見交換」については非公開と決定した。</p> <p>2 入札及び契約手続の運用状況の報告 【H28～30年度第4四半期までの熊本県発注工事の入札結果の推移（資料1）】 【H30年度入札不調等の発生状況について（資料2）】 【入札契約方式別発注工事一覧（資料3）】 【指名停止の運用状況一覧（資料4）】</p> <p>○資料2の不調不落について、以前の説明で5月に不調不落が多いのは前年度の繰り越しによるも</p>	<p>（事務局の提案） ○委員会でやる審議のうち、公開できない部分について、事前に事務局で検討したので説明する。 まず、「議事（５）委員間による意見交換」については、今後の意見書作成等に向けて率直な意見交換を行うものであり、審議会等の開示の公開に関する指針第3公開の基準「公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと見られるとき」に該当するので、非公開ではどうかと考えている。</p> <p>（報道関係者入室）</p> <p>（事務局）別添資料1～4を報告</p>

意見・質問	回答
<p>のだろうとの分析だった。今回11月も急に高くなっているが、11月はどのような原因によるものかという分析はされているか。</p> <p>3 談合情報及び県の対応状況の審議 【談合情報及び県の対応状況報告（資料5）】</p> <p>○単純な質問だが、例えば最初の工事の予定価格が27,794,880円で最低制限価格が24,225,561円、落札金額がその中間の金額くらいである。今回の10件すべてが中間くらいの金額になる。予定価格と最低制限価格を足して2で割ると中間金額というのが出るが、この10件がほぼ中間金額に近くなっているため、何か不自然さを感じた。</p> <p>○例えば、一番最初の工事で言うと26,136,000円が落札額だが、ちょうど真ん中の金額というのが26,010,220円。他の工事についてもほぼ10万円程度の差で収まっている。</p> <p>入札する時にどうしてもとりたい場合は割と低い価格で入札すると思うが、10件全ての落札額がほぼ中間で収まっていることが少し気になった。</p> <p>これに関しては、公正入札委員会の審議も終わって、結果を警察に報告をしてあるということか。</p> <p>○警察でもう1回、中に踏み込んで調べるということはないのか。</p> <p>○前回の時もそうだったが、本人から事情を聞いて誓約書だけ取っている。内容は調べられると思うが、この誓約書がどれだけの意味を持つのか。</p>	<p>○11月は、農政、土木ともに発注が多く、入札件数が若干増えるが、上期の工事も請け負っている業者が多いこと等が原因ではないかと思われる。</p> <p>○この入札については、先ほど説明があったように、3月10日に内訳書を全てチェックし、問題なかったと考えている。ちょうど中間というところまではチェックはしていないが、入札としては適正であると理解していた。</p> <p>○県警本部には報告している。</p> <p>○捜査の中身は把握していない。3月の案件だが、現在のところ問い合わせ等はない。</p> <p>○誓約書に対しての法的な意味合いというのは、正式には我々もまだ確認はできていない。</p>

意見・質問	回答
<p>○これがたまたまなのか意図的なのか、捜査権がないので、そこまでは分からないと思うが、統計的に見たときに、異常値になるかならないかというのはチェックする必要あるのではないか。</p> <p>これは制度上の問題で、最低制限価格は事前には分からないが、実際にはちょうど中間ほどで、ランダム係数が掛かってくるので、そのランダム係数の振れ幅の内に、今計算されたものが入っていれば、その辺を工夫する必要が何か出てくるのかなと思われる。</p> <p>○ランダム係数は1%の幅だが、予定価格は公表されているので、最低制限価格はこれくらいだろうと推測はつくので、この辺は注視をお願いします。この件に関しては振興局の方でも注視をお願いします。</p> <p>4 抽出事業の指名理由及び経緯等の審議 【審議対象工事の抽出について】(資料6) ※抽出担当 原島委員から説明</p> <p>《随意契約》 (1) 横島地区基幹水利施設ストックマネジメント事業(対策工)第10号工事 他合併</p> <p>○最初契約してあった金額から減額された金額というのが、今回の追加の工事の金額と同じ金額になるのか。</p> <p>○今回、この落札業者は、据付に関する工事を2千数百万で受注したが、それ以外に、この除塵機の製作もしているのか。</p>	<p>今は、誓約書をとったうえで性善説に立ち、そのまま談合を確定できなければ手続きを進めていくというのが現状である。誓約書をとってはっきり談合疑いが確定できなければ、それはそれということかと思われる。</p> <p>○別の工事になるので、共通仮設費等が上乗せになるため、積算上は何百万が高くなっている。減額は約2000万だったと思うが、それに対して約2500万と500万ほど増えている。</p>

意見・質問	回答
<p>○除塵機の製作はいくら位かかるのか。</p> <p>○そうすると、これを作るときに1個ずつやったということか。</p> <p>○全くの誤解かもしれないが、本来、全部一括のものを分割して発注すると、本来一括であったらもっと安く済むのではないか。</p> <p>○一括であればこの据付工事も本来は入札で行われていたという案件になるのか？</p> <p>○最初の契約では2件別々なのか。据付は1件で契約なのか。</p> <p>○建屋も1つにして、据付も1つの工事として出したということか。建屋を減額する時は「この後も発注するので」とお願いしているのか。随契になっているが元々は1つの工事だろう。</p> <p>○それが終わってからまた外注しますということは話しているのか。</p> <p>○作った物が納品できないので、そこに置いてもらうということか。</p>	<p>○除塵機を製作して据付を行うことができる会社である。</p> <p>○1基が55,800千円、もう1基が67,500千円ほどである。</p> <p>○1個ずつである。</p> <p>○一括でやっていたものをバラした形となっている。建屋ができなかったからであるが、ちょうど繰越の判断をするところで建屋が落札されておらず、いつまで工事にかかるのか分からないため、その据付部分は切り離さざるを得なかった。そのため減額し、新たな工事として発注しているので、一括でやる場合より少し高くなっている。</p> <p>○はい。製作は90.9%くらいの落札率なので、一括でやった方が安く、工期も短くてよかったのだが。</p> <p>○建屋は不調が続いたため2つの工事を1つの工事として発注したので、それに合わせて工事を出した。</p> <p>○減額するときは、「この部分を減額する」ということで、算出基礎を示して変更契約をしている。</p> <p>○はい。この間に保管業務委託として、製作者者に発注している。</p> <p>○はい。</p>

意見・質問	回答
<p> <<指名競争入札>> (2) 辛川鹿本線単県舗装補修(地道債)その2 工事 (3) 高森警察署久木野駐在所その他外構改修工 事 </p> <p>○辛川鹿本線の舗装の補修断面が変わっているのは どのような理由からなのか。</p> <p>○今の舗装の断面図は県道の統一した基準か。</p> <p>○舗装の入札価格が全部高くなっているが舗装は 大体こんな感じになるのか。</p> <p>○この種の工事は工夫をしても安くはならないと いう感じなのか。</p> <p>○警察の方で、(工事内訳書の記載ミスで)入札無 効になった件について、初歩的なミスというふう に聞こえるが、あり得ることなのか。</p> <p>○特別に特殊な様式ではないが、それでも工事によ っては変わることもあるということか。</p>	<p>○だいぶ昔に施工された箇所のため、元々の基準 と変わっている。当時と比べて、ゆめタウンの隣 なので非常に交通量も増えていることから、今の 断面では舗装強度が少し不足するということであ ったので、新たな基準に基づく舗装断面とした。</p> <p>○全国的な舗装の基準である。要領に基づいて、 対象物の設計や交通量等を加味して基準に基づい てやっている。</p> <p>○積算単価は公表されており、今回の舗装が工種 の少ない簡易的な工事になるので、それぞれが積 算した結果、このような高めの金額になってしま ったということではと考えている。</p> <p>○この場所は、周囲にコンビニや民家があるため、 夜間工事を強いられることから、安全管理的な経 費もかさむので、こういった形になっているので はと思われる。</p> <p>○入札公告では、工事内訳書の記載例的なものを 入札システムに登録するので、それをしっかり確 認する業者であれば、工事内訳書に記載すべき項 目は確認できると思うが、例えば過去の工事内訳 書等を参考に業者が作ろうとすると、工事内訳書 が変わる場合もあるので、前は良かったが今回の 内訳書では不備があったというような場合もあろ うかと推測できる。</p>

意見・質問	回答
<p>○工事内訳書はシステム的にはどういう入れ方を するのか。我々が研究費の公募とかする時に、電 子でする際には、必要な項目を入れてなかったら エラーが出て送信できないようになる。そういう チェックはないのか。</p> <p>○了解した。</p> <p>《条件付一般競争入札》 （４）秋津地区農村地域防災減災事業（特定管） 第１号工事 （５）国道４４３号活力創出基盤交付金（改築） （中地区道路改良）工事</p> <p>○秋津地区の方だが、こちらは工事費内訳書の内 容に不備があって無効ということだったが、それ もさっきの質問と一緒に、こういった形で無効に なることはあまりないのかなと思うがどうか。</p> <p>○入札の仕組みとして教えて欲しいが、２者が入 札して１者が無効になったとき、１者入札の取扱 いにはならないのか。</p>	<p>○はい。</p> <p>○電子入札では、入力内容を確認して弾くような システムにはなっていない。</p> <p>○この工事については、石綿管を含んだ管を廃棄、 撤去する工事となっており、工事に対する安全確 保というのが大事になってくるので、積算の中で 「安全費」として、例えばマスク、メガネ、防護 服、手袋、シューズカバー等の作業員の安全対策 に必要なものを人数分揃える費用について内訳と して記載してもらおうようにしていたが、無効にな った案件については、一括計上して内訳が積算さ れていなかったということで、要領に則り入札無 効とした。</p> <p>○本件は元々１者入札可だったので１者でも問題 がなかった。 ２者入札のうち、１者の入札が内訳書不備等に より無効になっても、２者以上の応札があったも のとして入札は成立する。</p>

意見・質問	回答
<p>○先ほども工事内訳書の話が出てきたが、入札無効になった後に理由はお知らせしているのか。</p> <p>○その内訳書が不備であったからという理由は相手に知らされるのか。結局いくらで入札されたかは分かるということか。</p> <p>○自社はそれよりも低く出していたのに、落札者とならなかったということは、その理由は分かるのか。</p> <p>○質問しなければ、自社は低かったが落札者となっていないということは、何かしらの不備があったということかなと理解するということか。</p> <p>○大体、「なぜですか」と質問はあるはず。そのときに具体的に安全対策というところまでは言うのか。</p> <p>○それも具体的に言わなかったら、また同じような入札があったときに、ここはずっと安全対策を一括で計上する可能性が出てくるので、そこら辺はきちんと言えないのか。</p> <p>○他に意見等ないか。なければこれで抽出事案の理由及び経緯に係る審議については終了する。</p> <p>5 委員間の意見交換 (非公開)</p>	<p>○公告では金抜き設計書や数量書等をPDFファイルで掲載しており、それに沿った形で内訳書を作ってもらうこととなっている。一般競争入札の場合はシステムがそのようになっているので、その辺のお知らせはやっていない。</p> <p>○内訳書不備で無効となった者の入札額は公表しない。有効な入札を行った者の入札額は分かる。</p> <p>○質問があれば説明する。</p> <p>○今回どうだったかは分からないが、質問があれば、「そこにあった」と回答する。</p> <p>○質問があれば回答している。</p>